

要求水準書(案) 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
1									表紙	平成29年12月	平成29年12月 平成30年2月修正	
2									目次	—	資料26 調理業務費用負担区分表 資料27 平成29年度部活動実施状況	追加
3									目次	—	閲覧資料8 八尾地域統合中学校整備事業基本計画	追加
4	15	2	1	1	(5)	②		ii)	外装	—	ii) 屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある材を使用すること。	追加
5	16	2	1	1	(5)	②		viii)	外装	viii) 結露を防ぐため、外壁、屋根等を必要に応じて断熱化するなど、十分な対策を講じること。その際、湿度が高い北陸の気候・風土に配慮すること。	viii) 結露を防ぐため、外壁、屋根等を必要に応じて断熱化するなど、十分な対策を講じること。その際、湿度が高い北陸の気候・風土に配慮すること。また、体育館、廊下等の空調の無い空間や、ピロティ等の外気に面する空間の直上の床等についても、断熱化するなど考慮すること。	
6	23	2	1	4	(1)	⑧		vi)	警備・防災設備	vi) 防災設備として、地域防災無線設備のアンテナ設置及び配管配線工事を適切に行うこと。配線は、同軸ケーブルとすること。なお、無線機設置及び試験調整は、本市防災対策課で行う予定である。また、非常用電源の用意も本事業の対象外とする。	vi) 防災設備として、防災行政無線（移動系）のアンテナ設置及び配管配線工事を適切に行うこと。配線は、同軸ケーブルとすること。なお、無線機設置及び試験調整は、本市防災対策課で行う予定である。また、非常用電源の用意も本事業の対象外とする。	
7	28	2	2	1	(1)	①		ii)	造成計画	ii) 本敷地北東側の開発区域境界（八尾コミュニティセンター駐車場付近）は、事業者の提案により東側排水側溝の西側端部まで拡張することができるものとする（「資料14 事業範囲図及び敷地現況図」に示す「開発変更可能範囲」を参照のこと）。なお、開発区域を拡張する場合は、提案内容に基づき開発許可の変更が必要となるため、測量、図書作成等の開発許可の変更に必要な支援を行うこと。	ii) 本敷地北東側の開発区域境界（八尾コミュニティセンター駐車場付近）は、事業者の提案により東側排水側溝の西側端部まで拡張することができるものとする（「資料14 事業範囲図及び敷地現況図」に示す「開発変更可能範囲」を参照のこと。）	
8	29	2	2	1	(1)	②		iv)	排水計画	—	iv) 公共樹は、西門付近から校舎周囲を経由した場合でも自然流下により処理できるよう、余裕を持った深さとすること。	追加
9	29	2	2	1	(1)	④		ii)	付替用水路(法定外公共物の付替え)	ii) 本敷地内の付替用水路は、本敷地東側にある既存排水路（法定外公共物）に沿って計画すること（「資料6 造成設計図（概要）」参照）。この付替用水路は原則、暗渠にすることとし、清掃などの維持管理に支障がないよう配慮すること。また、本敷地内の雨水等が流入しないよう計画すること。	ii) 本敷地内の付替用水路は、本敷地東側にある既存排水路（法定外公共物）に沿って計画することを基本とする（「資料6 造成設計図（概要）」参照）。ただし、維持管理等の効率性の観点からこれと異なる提案がある場合には、それを妨げるものではない。 iii) 付替用水路は原則、暗渠にすることとし、清掃などの維持管理に支障がないよう配慮すること。また、本敷地内の雨水等が流入しないよう計画すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
10	30	2	2	1	(2)	①		iv)	付替市道(市道井田川西井田線の付替え)	—	iv) 付替市道の起点の計画高は現況高よりも低く設定することを想定しており、付替市道整備後に既存市道との擦付工事を本市にて行う予定としている。このため、付替市道起点部の既存市道との接続については、事前に本市と施工時期等を調整するとともに、必要に応じて既存市道との接続に必要な擦付け等の暫定整備を行うこと。	追加
11	31	2	2	1	(2)	①		ix)	付替市道(市道井田川西井田線の付替え)	ix) 市道井田川西井田線の付替えに伴い、市道井田川西井田線下に埋設されている污水管(φ200mm)の移設を行うこと。移設先は、付替市道の道路敷内とし、埋設位置等の詳細については本市上下水道局と協議すること。	ix) 市道井田川西井田線の付替えに伴い、市道井田川西井田線下に埋設されている污水管(以下、付替污水管という。)の移設を行うこと。付替污水管の移設先は、付替市道の道路敷内とし、あらかじめ本市上下水道局と協議の上、埋設位置、工法等を決定し、施工日時等を調整すること。	
12	31	2	2	1	(2)	③		ii)	付替農道(法定外公共物の付替え)	ii) 農道は、開発区域内において付替市道から一級河川井田川の堤防上の道路に接続させること(以下「付替農道」という。「資料2 事業予定地位置図」参照)。	ii) 農道は、開発区域内において付替市道から一級河川井田川の堤防上の道路に接続させること(以下「付替農道」という。「資料2 事業予定地位置図」及び「資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図」参照)。	
13	33	2	2	1	(2)	④		vi)	付替外周通路(八尾コミュニティセンター敷地内の外周通路の付替え)	—	vi) 付替外周通路には、適切に外灯を設置すること(「資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図」参照)。なお、八尾コミュニティセンターが電源及びスイッチを管理できるようにすること。	追加
14	33	2	2	1	(2)	⑤		v)	事業予定地への取付道路	—	v) 取付道路には、学校訪問車両と八尾コミュニティセンター訪問車両をスムーズに誘導できるように案内看板などを設置するほか、八尾コミュニティセンター駐車場入口を示す看板の設置を行うこと。(「資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図」参照)。	追加
15	33	2	2	1	(2)	⑤		vi)	事業予定地への取付道路	—	vi) 取付道路の歩道路面には、車両横断の注意を促す表示を行うこと(「資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図」参照)。	追加
16	33	2	2	1	(2)	⑤		vii)	事業予定地への取付道路	vii) 八尾コミュニティセンター駐車場西側に、取付道路への出入口を整備すること(「資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図」参照)。	vii) 八尾コミュニティセンター駐車場西側に、取付道路への出入口を整備すること。また、既存の車止めを移設すること(「資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図」参照)。	
17	33	2	2	1	(2)	⑤		viii)	事業予定地への取付道路	viii) 取付道路の沿道及び八尾コミュニティセンター敷地内の路線バス停留所付近には、生徒の安全な通学を確保する観点から、適切に外灯(午後6時ごろまでの点灯を想定)を設置すること。	viii) 取付道路の沿道及び八尾コミュニティセンター敷地内の路線バス停留所付近には、生徒の安全な通学を確保する観点から、適切に外灯(午後6時ごろまでの点灯を想定)を設置すること。なお、学校が電源及びスイッチの管理をできるようにすること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
18	34	2	2	1	(3)			i)	開発許可変更申請等の各種手続き	i) 事業者の提案内容に応じ、開発許可の変更申請に必要な図書等の作成を行うこと。	i) 事業者の提案内容に応じ、開発許可の変更申請に必要な図書等の作成を行うこと。なお、これに伴い地元への設計変更の内容、工事工程等の説明、地元の同意書取得等が必要となった場合には、その支援を行うこと。	
19	34	2	2	1	(3)			ii)	開発許可変更申請等の各種手続き	ii) 開発許可の変更申請は本市にて行うが、関係各課との協議、同意取得に当たってはその協議等に同席し、支援を行うこと。	ii) 開発許可の変更申請は本市にて行うが、関係各課との協議、同意取得に当たってはその協議等に同席し、その支援を行うこと。	
20	34	2	2	1	(3)			iii)	開発許可変更申請等の各種手続き	iii) 一級河川井田川の堤防上道路を通路として利用することを想定している。この場合、国土交通省富山河川国道事務所への占用許可申請が必要となることから、その支援を行うこと。	iii) 一級河川井田川の堤防上道路を通路として利用することを想定している。この場合、国土交通省富山河川国道事務所への占用許可申請が必要となることから、その資料等の作成及び協議等の支援を行うこと。	
21	34	2	2	1	(3)			iv)	開発許可変更申請等の各種手続き	—	iv) 付替農道と一級河川井田川の堤防上道路との接続箇所（開発区域外）についても、国土交通省富山河川国道事務所への占用許可申請が必要となることから、その資料等の作成及び協議等の支援を行うこと。	追加
22	38	2	2	2	(1)	③	ケ	iv)	図書室	iv) コンピュータによる調べ学習ができるように、ノートパソコン（盗難防止用チェーン付）を5台設置すること。ノートパソコンは、本市指定の仕様書により設定作業を行うとともに、セキュリティ対策を講じること。	iv) コンピュータによる調べ学習ができるように、ノートパソコン（セキュリティワイヤー付）を5台程度設置できるようレイアウトすること。	
23	40	2	2	2	(1)	③	オ	vii)	生徒用便所・多目的便所	—	vii) 生徒用便所で手が届く範囲の壁、ブース、扉等は、凹まないよう耐衝撃性がある材で仕上げること。	追加
24	42	2	2	2	(1)	⑤	ウ	v)	職員室等	v) 職員室内に、打合せスペース、地域防災無線設備（D 25cm×W30cm×H10cm程度）の設置スペースを設けること。	v) 職員室内に、打合せスペース、防災行政無線（移動系）（D 25cm×W30cm×H10cm程度）の設置スペースを設けること。	
25	43	2	2	2	(1)	⑤	ク	v)	保健室	v) 折りたたみ式ベッド2セット、収納庫・物入れ（布団収納等）、流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯物や布団干し場を確保できるよう計画すること。また、出入口は移動式ベッドが容易に搬出入できる開口寸法を確保すること。	v) 折りたたみ式ベッド2セット、収納庫・物入れ（布団収納等）、流し台、洗濯機を1台設置し、室内で洗濯物や布団を干せるよう計画すること。また、出入口は移動式ベッドが容易に搬出入できる開口寸法を確保すること。	
26	44	2	2	2	(1)	⑤	サ	viii)	職員玄関・外来者用玄関	—	viii) 受付には郵便受けを設置し、郵便受けは既定サイズのBOXとせずに多量の郵便物を受取れるようにすること。	追加
27	45	2	2	2	(1)	⑤	ソ	iv)	職員・来賓用便所	iv) 職員・来賓用便所は、すべて洋式便所ブース及び小便器（男性用）とし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。	iv) 職員・来賓用便所は、すべて洋式大便器及び小便器（男性用）とし、温水洗浄便座及び暖房便座を採用すること。また、女性用洋式大便器は、3箇所以上設置すること。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
28	48	2	2	2	(1)	⑥		xxi)	給食室	xxi) 洗濯機を1台(10kg以上)、設置し、物干し場を確保すること。	xxi) 洗濯機を1台設置し、室内で洗濯物を干せるよう計画すること。	
29	50	2	2	2	(2)	②	イ	v)	アリーナ	v) 防球ネットは、窓開放時のボールの飛び出し防止、及び有孔ボード等の壁面保護を目的として設置し、窓等が無い面であっても額やスピーカー・時計等の保護対策を行うこと。また、中央に開閉式の防球ネットを設置し、2分割して利用できるようにすること。	v) 防球ネットは、窓開放時のボールの飛び出し防止、及び有孔ボード等の壁面保護を目的として設置すること。また、中央に開閉式の防球ネットを設置し、アリーナを2分割して利用できるようにすること。	
30	50	2	2	2	(2)	②	イ	vi)	アリーナ	—	vi) 額、スピーカー、時計、アリーナ照明や舞台照明等の機器類には、ボール等に対する保護対策を行うこと。	追加
31	52	2	2	2	(2)	②	ク	i)	その他	i) 更衣室・シャワー室は、男女別に設け、施設規模に応じて適切に計画すること。また、学校行事、イベント等における利用を考慮すること。	i) 更衣室は、男女別に用意し、それぞれ2クラスが同時に利用できる計画とすること。また、学校行事、イベント等における利用を考慮すること。	
32	52	2	2	2	(2)	②	ク	ii)	その他	—	ii) 更衣室内にはシャワー室を設けること。シャワー室は、使用頻度が少ないことを想定した給湯機器等を設置すること。	追加
33	54	2	2	3		①		ii)	共通	ii) 敷地外から屋外運動場へ、又は屋外運動場から校舎への不審者等の対策についても考慮すること。	ii) 敷地外から屋外運動場及び屋外運動場から校舎への不審者の進入対策として、監視カメラ等の設置も考慮すること。	
34	54	2	2	3		①		iii)	共通	iii) 屋外運動場の排水は、グラウンド外周部（四方）に排水溝（ふた付又は暗渠）を設置し、適切に処理すること。	iii) 屋外運動場の排水は、グラウンド外周部（四方）へ偏りなく排水し、排水溝はふた付又は暗渠を設置し、適切に処理すること。	
35	63	3	2	1					業務期間	本施設等は平成34年1月31日までに建設工事を完了すること。なお、本市が事業予定地を利用する関係から、建設工事の着手可能時期は、平成31年9月中旬以降とする。また、造成工事は、平成32年8月中旬までに完了すること。	本施設等は平成34年1月31日までに建設工事を完了すること。なお、本市が事業予定地を利用する関係から、建設工事の着手可能時期は、平成31年9月中旬以降とする。	
36	64	3	3	2					工事計画策定に 当たり留意すべき 項目	—	iv) 八尾コミュニティセンター駐車場は、「おわら風の盆（9月1日～9月3日）」期間中に臨時駐車場として使用するため、八尾コミュニティセンター駐車場及び駐車場便所はその間使用できるように計画すること。また、同期間中は観光車両が増大するため、工事車両の運行について関係機関と十分に協議すること。 v) 付替市道、付替農道、付替水路及び付替污水管の付替え工事は、周辺住民の生活及び営農に影響がない期間で実施すること。 vi) 農業用水路の切替えの時期及び切替え方法は、下流域の営農関係者と十分に協議を行い、営農環境に影響が生じないよう水路の機能保全対策（用水路のバイパス等）を計画すること。	追加

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
37	65	3	3	3	(4)	①		i)	解体計画	i) 八尾中学校及び杉原中学校（既存体育館・浄化槽・工作物・植栽等を含む。）の既存図面、 <u>現地を確認の上、特に、浄化槽・油ピット及び埋設配管等の既設物について十分調査し、平成31年度末までに、解体計画書を作成すること。</u>	i) 八尾中学校及び杉原中学校（既存体育館・浄化槽・工作物・植栽等を含む。）の既存図面及び現地を確認の上、特に、浄化槽・油ピット及び埋設配管等の既設物について十分調査し、平成31年度末までに、解体計画書を作成すること。	
38	67	3	3	4	(4)	①		ii)	解体・撤去等	—	ii) 八尾中学校及び杉原中学校の解体・撤去に係る近隣調査・事前調査等は、原則として平成34年5月31日までに完了すること。	追加
39	67	3	3	4	(4)	①		iii)	解体・撤去等	iii) 八尾中学校及び杉原中学校の解体・撤去は、原則として平成34年6月1日から12月28日までの期間中に完了すること。	iii) 八尾中学校及び杉原中学校の解体・撤去は、原則として平成34年6月1日から平成34年12月28日までの期間中に着手及び完了すること。	
40	67	3	3	4	(4)	①		iv)	解体・撤去等	—	iv) 平成34年4月1日から解体・撤去着手までの期間は、敷地周囲を仮囲いやパネルゲート等にて侵入禁止となる措置を行うこと。 なお、この期間に本市にて、什器・備品の一部搬出を行う。	追加
41	68	3	3	4	(5)			ii)	近隣対応・対策業務	ii) 工事車両の動線は、狹隘道路を避け、「資料22 工事車両動線の制限」によること。	ii) 工事車両の動線は、狹隘道路を避け、「資料22 工事車両動線の制限」によるものとし、 <u>八尾スポーツアリーナ及び八尾コミュニティセンター西側の動線を基本とすること。八尾コミュニティセンター駐車場利用者の動線確保と、安全に十分に留意すること。</u>	
42	68	3	3	4	(5)			iv)	近隣対応・対策業務	—	iv) 八尾コミュニティセンター利用者等の一般車両が行き止まりにあわないよう、看板、ポール等により誘導すること。	追加
43	77	4	2	1					定期保守点検業務	—	なお、次の業務は、保守点検に含めること。 i) 体育館アリーナの床クリア塗装の更新を実施すること。 ii) 高所作業車を用いた屋根及び外壁の定期保守点検を実施すること。	第7節 修繕業務より移動
44	78	4	3	1					定期保守点検業務	—	ix) 事業期間終了年度に、気中閉閉器の更新を実施すること。 x) 計量法に定める8年ごとの子メーターの更新を実施すること。 xi) 消防法等関係法令に定める消火栓ホースや消火器の定期的な耐圧試験を実施し、更新等を行うこと。 xii) ガスメーター、集合装置、圧力調整器、ガス漏れ警報器は、法令及び製造者又は供給業者の定める使用期限内において更新すること。	第7節 修繕業務より移動
45	80	4	5	2		①		iv)	共通	—	iv) 本敷地内の付替用水路及び既存排水路は、定期点検において用排水の流下状況を確認し、清掃が必要と判断された場合には、必要に応じて清掃を行うこと。	追加
46	81	4	6	2				v)	防火・防災業務	v) 急病・事故・犯罪・災害等、緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。	v) 事故・犯罪・災害等、緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。	

No	頁	章	節	1	(1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後	備考
47	82	4	7						修繕業務	<u>vii) 体育館アリーナの床クリア塗装は、長期修繕（保全）計画に含めること。</u> <u>viii) 長期修繕（保全）計画の策定に当たり必要な調査（外壁点検用の高所作業車等）を行うこと。</u>	—	第2節 建築物保守管理業務へ移動
48	82	4	7						修繕業務	<u>ix) 事業期間終了年度に、気中開閉器の更新を実施すること。</u> <u>x) 計量法に定める8年ごとの子メーターの更新を実施すること。</u> <u>xi) 消防法等関係法令に定める消火栓ホースや消火器の定期的な耐圧試験を実施し、更新等を行うこと。</u> <u>xii) ガスメーター、集合装置、圧力調整器、ガス漏れ警報器は法令及び製造者又は供給業者の定める使用期限内において更新すること。</u>	—	第3節 建築設備・厨房機器等保守管理業務へ移動
49	83	5	1	1					業務の対象範囲	運営業務に際して必要と考えられる消耗品（厨房内消耗品（包丁、ボール等の調理器具を含む。）、事務用品類、清掃用具等）はその都度更新すること。	運営業務に際して必要と考えられる消耗品・備品（厨房内消耗品（包丁、ボール等の調理器具を含む。）、洗濯機、事務用品類、清掃用具等）は、「資料26 調理業務費用負担区分表」に従い、その都度更新すること。	
50	89	5	2	6				iii)	施設等管理	iii) 調理器具類その他の学校の施設設備に修理が必要な場合は、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。	iii) 調理器具類に修理が必要な場合は、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。	
51									資料7 生徒の想定通学路	・ 図中「事業予定地」	・ 図中「学校敷地」 ・ 想定通学路の微修正（八尾コミュニティセンター付近）	
52									資料15 本敷地内外の主な整備・撤去対象物位置図		・ 図中「付替農道の整備及び法面舗装又は防草シート」の範囲変更（堤防との接続部を追加） ・ 図中「既存市道との擦付け等の暫定工事」「案内看板設置」「沿道に外灯設置」「入口看板設置」「注意表示」「車止め移設」の追加	
53									資料22 工事車両動線の制限	・ 図中「事業予定地」	・ 図中「学校敷地」 ・ 工事車両通行動線の一部追加（八尾コミュニティセンター西側） ・ 工事車両通行不可の修正 ・ 一般車両・歩行者動線の追加	
54									資料23 主な維持管理業務項目詳細一覧		・ 3 外構等維持管理業務 (1) 定期保守点検業務「本敷地内の付替用水路及び既存排水路」追加 ・ 4 環境衛生・清掃業務 (2) 清掃業務 ①定期清掃業務「x) 本敷地内の付替用水路及び既存排水路の清掃」追加	
55									資料25 調理業務分担表		・ 「施設等管理」修正	